

近畿大学 教育論叢

The Research Journal of the Teacher Education Department
Kindai University

第36卷第1号



2024

近畿大学教職教育部

近畿大学教育論叢

第三十六卷第一号

令和六年(二〇二四)九月

近畿大学教職教育部

 近畿大学

目 次

原著論文

行政機関との連携授業による教職志望者の意識変容
Changing the Attitudes of Students in the Teacher Training Course through
Cooperative Teaching with Administrative
Agencies : Practical Report on a Lecture on Educational Administration
..... 柴 浩司 (SHIBA Koji) ... 1

アクティブラーニング型授業での学習者の内発的動機づけの様相
The Qualitative Aspect of Intrinsic Motivation in
Active-Learning Based Instruction
..... 田中 博晃 (TANAKA Hiroaki) ... 17

数学教育における測定の誤差の指導に関する一考察
A Study on Teaching with Error of Measurement in Mathematics Education
..... 西仲 則博 (NISHINAKA Norihiro) ... 35

遠藤周作「嘘」管見——〈言葉を失った〉沈黙や省筆——
Shyusaku Endo's work "Lies" more insight view
What kind of meaning abbreviation and silence is 〈lost of last words〉
..... 中田 睦美 (NAKATA Mutsumi) ... 53

編集発行内規

投稿要領

編集後記

投稿票兼誓約書

倫理委員会資料

『近畿大学教育論叢』編集発行内規

第1条 近畿大学教育論叢（以下「本誌」という）は、教職教育部が年1回以上発行する。

第2条 本誌の編集、発行の任にあたるため編集委員会を置く。

2. 編集委員会は、委員長1名、委員若干名をもって構成する。
3. 委員長、委員は、教職教育部教授会の承認を経て、教職教育部長が委嘱する。

第3条 投稿者（執筆者）は、原則として本学園教職員に限る。但し、編集委員会の議を経て教職教育部長により投稿を認められた者はこの限りではない。

2. 投稿者は、別に定める「投稿要領」に従って、原稿を作成することとする。

第4条 原稿の校閲および採否の決定は、編集委員会が行う。

2. 編集委員会は、投稿原稿の本誌掲載の採否を判断するため、審査を行う。
3. 編集委員会は、投稿者に対し、上記審査に基づき、内容の修正等を求めることができる。

第5条 編集発行内規の改正に関しては、編集委員会の議を経て、教職教育部教授会で決定する。

第6条 当該原稿の著作権は、著作者および共著者に帰属する。

2. 著作者および共著者は、当該原稿に係わる複製権、公衆送信権及び譲渡権の許諾を近畿大学に与えるものとする。
3. 近畿大学が当該原稿の電子化・公開を委託する機関に対して、公衆送信権および複製権の許諾を与えるものとする。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

『近畿大学教育論叢』

(The Research Journal of the Teacher Education Department, Kindai University)

投稿要領

1. 原稿は未発表のものに限る。投稿の区分は、原著論文、研究報告、書評、その他とする。
 - (1) 原著論文は、理論的または実証的な独創性のある研究、および独創的または有効性のある教育実践研究、教材・教具・教育システム等の開発研究とし、論文として完結した体裁を整えているものとする。
 - (2) 研究報告は、教育を扱う研究論文に準じたものとする。
 - (3) 書評は、教育に関する図書の紹介や批評とする。
 - (4) その他、編集委員会が認めた区分を適宜設けることができる。
2. 投稿数は、号ごとに1本までとする。同じ号に複数の投稿は認めない。
3. 原稿は原則として、ワープロを使用して作成、提出するものとする。
4. 原稿締め切り時に、原稿のコピー2部と投稿票兼宣誓書1部を提出する。校閲後、掲載が決定した論文については、原稿コピー1部と、訂正したデータをメールで編集委員会に提出する。
5. 原稿には表紙を付し、次の事項を記入する。
 - (1) 表題（含む副題）
 - (2) 表題の英文（含む副題）
 - (3) 氏名、所属、職名
 - (4) 連絡先（教職教育部の専任以外の投稿者の場合、メールアドレスを含む）
 - (5) 別刷りの必要部数（規定部数を50部とし、それを超える分は自己負担とする）
 - (6) キーワード（5個以内）
6. 原著論文の場合、用紙はA4判を用い、原則として横書きで原稿を作成する。40字×30行の書式で、原則30枚以内（表紙、本文、文献、図、表を含む）とする。研究報告10枚以内、書評・その他3枚以内とし、原著論文と同様の書式で作成する。
英文の原著論文の場合は、原則としてAPAに準拠し、10,000語以内とする。提出に際しては、専門家の英文校閲を経たことを証明する書類を添付する。
7. 本文中で、活字の大きさ、書体を変える場合は、具体的に指示する。
8. 表、図、写真などは、刷り上がりの大きさを指定し、具体的に指示する。
9. その他原稿の投稿に関しては、編集委員会で協議する。

10. 投稿原稿の執筆は、次の通りに行う。

(1) 英文の題名、副題、著書名については、すべての単語（前置詞および冠詞 the などを除く）の最初を大文字にする。

(2) 英文論文題名の副題は、コロン（:）で分ける。

(3) 和文の句読点は、（、）（。）を用いる。文献では、コンマ、ピリオドを認める。

(4) 図は、Figure1、Figure2 あるいは、図 1、図 2 とし、表は、Table1、Table2 あるいは、表 1、表 2 のように通し番号をつけ、論文内で統一された表記を使用する。

(5) 必要に応じて大見出し、中見出し、小見出しを用い、その表記は次のようにする。

大見出し 1. 2. ……

中見出し (1)、(2) ……

小見出し ①、② ……

(6) 引用文献・資料は、以下のように記述する。なお注について文献を示すことも可能とする。

著者名、発行年、題名、出版社、引用ページ数（頁、ページ、p など）

著者名、発行年、論文名、雑誌名、ページ

11. 人及び人に関する情報やデータまたは人由来試料を対象とした論文の投稿については、所属部署や関係学会または教職教育部の研究倫理委員会等において審査を経たものに限る。

令和 6 年 4 月 1 日改訂

「近畿大学教育論叢」第 卷 第 号 投稿票兼誓約書

送付日 年 月 日

著者氏名	日本語表記	英語表記
原稿区分	○を付けてください。 1. 原著論文 2. 研究報告 3. 書評 4 その他	
所属等		
筆頭著者連絡先	e-mail等	
	住所(所属先)	
論文表記	日本語表記	
	英語表記	
別刷希望部数	不要・要()部	
論文投稿時のチェックおよび誓約事項	<input type="checkbox"/> 本論文は未発表である。(句読点はすべて「。」「,」にする。) <input type="checkbox"/> 引用文献はすべてリストアップし、適切に引用している。 <input type="checkbox"/> 第三者の著作物(画像, 作品等)については、出典を明示して引用として扱っている。 <input type="checkbox"/> 肖像権, プライバシーの保護等, 人権保護に必要な配慮をしている。 <input type="checkbox"/> 調査対象, 被験者, 協力者等に, 研究に協力することについて合意を得ている。 <input type="checkbox"/> データの捏造, 改ざん, 恣意的な削除等をしていない。 <input type="checkbox"/> 論文の公表や, 筆頭著者・共著者等について, 研究に関わった全員の合意を得ている。 <input type="checkbox"/> 社会通念上不適切な内容は含まれていない。 <input type="checkbox"/> 投稿時点で同時に他の学術誌に投稿していない, または査読を受けていない。 <input type="checkbox"/> 校閲を経て採否に関する決定が通知されるまで, 他の学術誌に投稿しない。 <input type="checkbox"/> 人および人に関する情報やデータまたは人由来試料を対象とした研究については, 所属部署や関係学会または教職教育部研究倫理委員会等の審査を経たものである。 <p style="text-align: right;">以上の事実に相違ないことを認めます。</p>	
	署名(著者全員による署名)	
	筆頭著者: _____ 日付 _____	
	共著者 _____ 日付 _____	
	共著者 _____ 日付 _____	

【参考】教職教育部 研究倫理審査の申請の流れ

1. 以下の手続きに従って、研究倫理申請を行うかどうかの判断をします。

(1) あなたが計画している研究は人および人に関する情報やデータまたは人由来試料を対象とするものですか？

NO → 審査は不要です。

YES → (2)へ

(2)あなたの研究は以下のすべての条件を満たしていますか？

- ① 個人情報を取り扱わない(無記名調査等である)。
- ② データ収集の研究と直接関係のない他の機関や会社等(例, 調査会社など)に依頼していない。
- ③ 研究結果あるいは対象者保護に影響を及ぼす経済的利益関係がない。
- ④ 映像, 音声のデータを収集していない。
- ⑤ 社会的弱者になりやすい特徴を有する集団(例, いじめられたことのある者, 不登校児, 障害者やその家族, 精神疾患を有する者, など)を対象としていない。
- ⑥ 質問紙調査, 実験提示刺激等において, すべての質問内容や項目に, 社会的生活で経験したり, 日常会話の内容に出てきたりする範囲を超えているもの(例, いじめられた経験があるか, 最近の性欲はどうか, 死にたいと思ったことがあるか, など)が含まれていない。
- ⑦ デイセプションの手続き(研究目的等の虚偽の説明を用いる手続き)が含まれていない。

NO → 申請が必要です。 → (3)へ

YES → 審査は不要です。

(3)研究実施許可申請書・研究計画書作成

編 集 後 記

令和六年度の近畿大学教育論叢第36巻第1号を発行いたします。

教員を希望する学生が減少していると、メディア等で懸念されている中で、近畿大学では多くの学生が教員を目指していることを嬉しく思っております。

このたびご投稿いただいた原稿も、教育現場においての新たな知識や知見が著されています。現場を目指す学生たちに向けての教育・研究に邁進しておられる先生方の原稿をぜひご拝読いただけますと幸いです。

今年度から、新たに執筆要領に追記の文章があります。この件に関連しまして教職教育部研究倫理委員会からのお願いを受け取っていただけたと思いますが、何か質問等がございましたら、編集委員会でも承りますので、引き続きのご投稿をよろしくお願いいたします。

近畿大学教育論叢編集委員会

山本 智子、下村 隆之、光田 尚美、椎名 健人

近 畿 大 学 教 育 論 叢 第36巻第1号

令和6年9月20日 印刷

令和6年9月20日 刊行

発行人 近畿大学教職教育部長
堀 緑

発行所 近畿大学教職教育部

577-8502

東大阪市小若江3丁目4番1号
